

令和7年12月3日  
地域振興部経済課

## 江東区産業会館及び商工情報センター条例の一部を改正する条例

### 1 改正の趣旨

商工情報センターは、平成12年の開設以降、区内産業振興発展のため、会議室・研修室の貸し出し等を実施してきた。今般、より効果的・効率的な施策を展開するため、中小企業のDXの推進支援及びDX人材育成を目的とする場として活用していくため条例の一部を改正する。

### 2 改正の概要

商工情報センターの廃止に伴い、条例の題名を「江東区産業会館条例」に改める。また、商工情報センターに係る規定を削除する。

### 3 新旧対照表

2～4ページのとおり

### 4 改正時期

令和8年4月1日

江東区産業会館及び商工情報センター条例 新旧対照表

現行	改正案										
<p>江東区産業会館及び商工情報センター条例 (目的)</p> <p>第1条 この条例は、江東区産業会館及び江東区商工情報センターの設置、管理及び利用料金等について必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(設置)</p> <p>第2条 区内の産業の振興発展を図るため、江東区産業会館及び江東区商工情報センターを次のとおり設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 2px;">名称</th><th style="text-align: center; padding: 2px;">位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;">江東区産業会館</td><td style="padding: 2px;">東京都江東区東陽四丁目5番18号</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">江東区商工情報センター</td><td style="padding: 2px;">東京都江東区亀戸二丁目19番1号</td></tr> </tbody> </table> <p>(施設)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 江東区商工情報センター（以下「商工情報センター」という。）には、次の施設を設ける。</p> <p>(1) 会議室</p> <p>(2) 研修室</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認める施設</p> <p>(開館時間)</p> <p>第4条 産業会館及び商工情報センターの開館時間は、午前9時から午後10時までとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(休館日)</p> <p>第5条 産業会館及び商工情報センターの休館日は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 産業会館にあっては第2日曜日及び第4日曜日</p> <p>(4) 商工情報センターにあっては第2月曜日</p>	名称	位置	江東区産業会館	東京都江東区東陽四丁目5番18号	江東区商工情報センター	東京都江東区亀戸二丁目19番1号	<p>江東区産業会館条例 (目的)</p> <p>第1条 この条例は、江東区産業会館の設置、管理及び利用料金等について必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(設置)</p> <p>第2条 区内の産業の振興発展を図るため、江東区産業会館を次のとおり設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 2px;">名称</th><th style="text-align: center; padding: 2px;">位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;">江東区産業会館</td><td style="padding: 2px;">東京都江東区東陽四丁目5番18号</td></tr> </tbody> </table> <p>(施設)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(開館時間)</p> <p>第4条 産業会館の開館時間は、午前9時から午後10時までとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(休館日)</p> <p>第5条 産業会館の休館日は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 第2日曜日及び第4日曜日</p> <p>(削る)</p>	名称	位置	江東区産業会館	東京都江東区東陽四丁目5番18号
名称	位置										
江東区産業会館	東京都江東区東陽四丁目5番18号										
江東区商工情報センター	東京都江東区亀戸二丁目19番1号										
名称	位置										
江東区産業会館	東京都江東区東陽四丁目5番18号										

及び第4月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その日を除く。

2 (略)

(指定管理者による管理)

第6条 産業会館及び商工情報センターの管理は、指定管理者に行わせる。

2 前項の規定により指定管理者に行わせる業務は、次のとおりとする。

(1) 産業会館の施設又は商工情報センターの施設の利用に関すること。

(2)・(3) (略)

(利用の承認)

第7条 産業会館及び商工情報センターの施設（以下「施設」という。）を利用するようとする者は、あらかじめ指定管理者に申請し、その承認を受けなければならない。

2 (略)

3 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、利用を承認しない。

(1)・(2) (略)

(3) その他管理上支障があるとき。

第8条・第9条 (略)

(利用料金)

第10条 (略)

2 次に掲げる施設の利用料金は、当該各号に定める額の範囲内において、指定管理者が区長の承認を得て定めるものとする。

(1) 産業会館 別表第1に定める額

(2) 商工情報センター 別表第2に定める額

3 (略)

第11条～第16条 (略)

別表第1 産業会館（第10条関係） (略)

別表第2 商工情報センター（第10条関係）

2 (略)

(指定管理者による管理)

第6条 産業会館の管理は、指定管理者に行わせる。

2 前項の規定により指定管理者に行わせる業務は、次のとおりとする。

(1) 産業会館の施設の利用に関すること。

(2)・(3) (略)

(利用の承認)

第7条 産業会館の施設（以下「施設」という。）を利用するようとする者は、あらかじめ指定管理者に申請し、その承認を受けなければならない。

2 (略)

3 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、利用を承認しない。

(1)・(2) (略)

(3) 前2号に掲げるもののほか、管理上支障があるとき。

第8条・第9条 (略)

(利用料金)

第10条 (略)

2 施設の利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者が区長の承認を得て定めるものとする。

(削る)

(削る)

3 (略)

第11条～第16条 (略)

別表（第10条関係） (略)

(削る)

区分	単位	利用料金
施設		

会議室	1日	8, 950円
研修室	1日	12, 900円

備考 利用者が、入場料その他これに類する  
料金を徴収して利用する場合の利用料金  
は、本表に定める額の100分の150相  
当額を上限とする。

#### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。